

# 意見書（医師記入）

(宛先) やしお子心保育園 保育施設長

入所児童名：

生年月日： 年 月 日

(病名) 該当疾患に☑をお願いします

	麻しん（はしか）※
	インフルエンザ※
	風しん
	水痘（水ぼうそう）
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
	結核
	咽頭結膜熱（プール熱）※
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症（0157、026、0111等）
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

保育園には、 年 月 日から登園可能と判断します。

記入日： 年 月 日

医療機関名

保護者氏名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することができます。

感染症名	登園のめやす
麻しん（はしか）※	解熱後3日経過していること
インフルエンザ※	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
風しん	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下線、舌下線の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）※	発熱、充血等の主な症状消失し2日経過していること
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有の咳が消失していること又適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (0157、026、0111等)	医師により感染の恐れがないと認められていること (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳児以上の小児については出欠停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連續で便から菌が排出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	医師により感染の恐れがないと認められていること

参考資料：厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」

保護者の皆様へ：上記感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育園に提出してください。

# 登園届（保護者記入）

(宛先) やしお子心保育園 保育施設長

入所児童名：

生年月日： 年 月 日

(病名) 該当疾患に☑をお願いします

	溶連菌感染症
	マイコプラズマ肺炎
	手足口病
	伝染性紅斑(りんご病)
	ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
	ヘルパンギーナ
	R Sウイルス感染症
	帯状疱疹
	突発性発疹

(医療機関名) \_\_\_\_\_ ( 年 月 日受診)において  
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、  
保育園には、 年 月 日より登園いたします。

記入日： 年 月 日

保護者氏名

感染症名	登園のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24~48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	嘔吐、下痢の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
R Sウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

参考資料：厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」

保護者の皆様へ：保育園は、乳幼児が集団で長時間とともにいる場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐため、上記の感染症について、登園を再開する場合には、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、この「登園届」を記入し、保育園に提出してください。